SAMR、「標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン」を公表

2024 年 11 月 15 日
JETRO 香港事務所

2024 年 11 月 4 日、国家市場監督管理総局（SAMR）が「**標準必須特許に関する独占禁止ガイドライン**」（标准必要专利反垄断指引[1]）を公表した。本ガイドラインについては、昨年6月末に意見募集稿が公表されて意見公募手続きがなされていた[2]。

本ガイドラインは全 6 章 22 条[3]から構成される。第 1 条の規定によれば、その目的は、独占禁止法や専利法等に基づいて、事業者が標準必須特許（以下「SEP」という）を濫用して競争を排除・制限する行為を予防・制止し、市場における公平な競争を保護し、技術革新を奨励し、経済運用効率を向上させ、消費者の権益と社会の公共利益を守ることにある。

本ガイドラインの章立ては以下のとおりである。

第 1 章　総則（1～5 条）
第 2 章　SEP に関する情報開示、ライセンス承諾及び誠実交渉（6～8 条）
第 3 章　SEP に関する独占契約（9～11 条）
第 4 章　SEP に関する市場支配的地位の濫用行為（12～18 条）
第 5 章　SEP に関する事業者の集中（19～20 条）
第 6 章　附則（21～22 条）

まず、第 1 章（総則）では、上述の目的及び根拠（1 条）に続けて、関連概念（2 条）、分析原則[4]（3 条）、関連市場（4 条）、事前の事中監督の強化[5]（5 条）［追加］について説明されている。

[1] ［原文］https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6985623.htm
[2] JETRO レポート「SAMR、SEP 分野における独占禁止ガイドラインの意見募集を開始」https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20230704.pdf
[3] 意見募集稿では全 5 章 20 条。旧第 1 章を分割して第 2 章を新設するとともに、第 5 条及び 21 条が追加。
[4] SEP 特許権者と標準実施者の利益のバランスを取ることや、標準制定と実施過程における SEP に関する情報開示、ライセンス承諾と許可交渉などの状況を十分に考慮すること等が記載。
[5] 競争リスクの排除・制限や独占行為の疑いがある場合に、いかなる単位・個人も独占禁止法執行機関に通報する権利を有すること等が記載。

次に、第２章（SEP に関する情報開示、ライセンス承諾及び誠実交渉）では、その冒頭で、独占禁止法執行機関は、SEP 特許権者が SEP 情報を適時に十分に開示し、公正で合理的で非差別的なライセンス承諾を行い、標準実施者と共同で誠実なライセンス交渉を行うことを奨励することに言及した上で、SEP の情報開示（6 条）、SEP の実施許諾の承諾（7 条）、SEP の誠実交渉（8 条）について説明している。

そして第 3～5 章では、いずれもその冒頭で、独占禁止法や「**市場支配的地位の乱用行為の禁止規定**」（禁止滥用市场支配地位行为规定[6]）及び「**知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限禁止規定**」（禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为规定[7]）等の関連規定を適用することが言及された上で、具体事例において考慮すべき又は考慮可能な要素などが挙げられている。

第３章（SEP に関する独占合意）：

標準の策定及び実施の過程における独占合意（9 条）、SEP プールの独占合意（10 条）、SEP に関するその他の独占合意（11 条）

第４章（SEP に関する市場支配的地位の濫用行為）[8]：

市場支配的地位の確定方法（12 条）、SEP の不当に高い実施許諾料（13 条）、SEP の実施許諾の拒絶（14 条）、SEP の抱き合わせ販売（15 条）、SEP に関するその他の不合理な取引条件（16 条）、SEP に関する差別的取り扱い（17 条）、SEP に関する救済措置の濫用（18 条）

第５章（SEP に関する事業者の集中）：

SEP を含む事業者集中の宣言（19 条）、SEP に関わる事業者集中の審査（20 条）

最後に、第６章（附則）では、ガイドラインの効力（21 条）［追加］とガイドラインの解釈と実施（22 条）が設けられ、本ガイドラインは参考に供するものであって強制性はなく、発表日から実施されることが説明されている。

（以上）

---

6 ［原文］https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_fd238d3ec1284cb58a2e640255711ff6.html

7 ［原文］https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_e155397fbe5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

8 冒頭に、通常はまず関連市場を定義し、SEP 権利者がその関連市場において市場支配的地位を有するか否かを分析し、個別のケースの状況に基づいて、市場支配的地位の濫用行為を構成するか否かを具体的に分析することも記載。